議第2号 都市計画法第34条第12号指定区域(市条例施行規則第4条の規定に基づ く別表第2関係)の廃止について(日高市決定)

# 都市計画法第34条第12号指定区域(市条例施行規則第4条の 規定に基づく別表第2関係)の廃止について

# 1 概 要

令和3年度に物流倉庫の開発計画により、都市計画法第34条第12号指定区域に係る指定手続を行った区域について、進出意向を示していた企業の撤退による都市計画法第38条の開発行為の廃止の届出に伴い、市指定運用方針の規定により当該区域の廃止手続を行うものです。

### 2 対象区域等

- (1)区域 大字下高萩新田字堀添5番1、5番3、6番1及び6番3 (※別添資料1参照)
- (2)面積 約1.1ha
- (3) 土地利用構想 産業系新市街地地域
- (4) 予定建築物等の用途 物流倉庫
- (5)廃止理由 建築資材等の高騰による事業費全体の圧迫に加えて、荷物等を 保管する入居予定企業の事業計画変更に伴い、不採算事業となったためです。

#### 3 経緯及び廃止までのスケジュール等

# 【令和3年度】

- 11月 第61回日高市都市計画審議会への諮問(12号区域の指定に伴うもの)
- 12月 12号指定区域の指定告示(12月6日付)

# 【令和4年度】

- 5月 法第29条による開発許可(5月30日)
- 8月 「開発行為に関する工事の許可申請の取下届」の受理(8月26日)
- 9月 事業計画者との12号指定区域廃止に伴う状況確認
- 11月 第63回日高市都市計画審議会への諮問(12号区域の廃止に伴うもの)
- 12月 12号指定区域廃止告示

# 別添資料1

